

(電子版)



2022年 第40号 2022年12月27日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール [info@jikosoren.jp](mailto:info@jikosoren.jp)

ホームページ→



## 厚労省 「改善基準告示 改正」を公表

厚労省は12月23日、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）を令和4年12月23日に改正し、令和6年4月1日からの適用となると公表しました。

改善基準告示については、令和元年12月19日に第1回の専門委員会が開催され、令和4年9月27日の第9回の専門委員会で「見直しの方向性」が取りまとめられて、今回の改正になりました。令和3年4月23日の第5回専門委員会において、バス、ハイヤー・タクシー、トラックの3つの作業部会を設置。実態調査結果を踏まえて、改善基準告示見直しの議論を進めていったことから、結果として取りまとめの改正まで3年間もかかりました。事業者の抵抗が強く、議論が進まないこともあり、関係者の過労死防止や健康問題の是正にむけた姿勢がきちんと反映されたか疑問となる部分も多い改正となったといえます。施行は令和6年4月で、見直しに向けた検討は、適用後3年を目途にしています。

改善基準告示を最低賃金法のように強制法規にしない限り、態勢がとれるまで改善できないと事業者は努力義務を後回しにすることが想定されます。交通運輸事業の場合、長時間労働が解消されずに事故が発生すれば、多くの犠牲者が出る可能性があります。当分の間、改善されていかないことが推測されますが、自交総連は、早期の再改正を求めています。

また厚労省は、「荷主特別対策チーム」を編成し、事業者が改正を強行に反対したトラックについて、荷主の意向に逆らえないとの委員会での主張を受け、「都道府県労働局においてトラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした『荷主特別対策チーム』を編成しました」とあわせて公表しました。 ※適用は令和6年4月1日。

令和6年4月までの間に、事業者が休息期間確保と労働条件改善による運転者確保など、適用に向けて行う取り組みの進捗を厚労省が監督指導することを求めています。

資料は厚生労働省のホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)

# タクシー・ハイヤー運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

日勤	1か月の拘束時間	<b>288時間以内</b>
	1日の拘束時間	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)</b>
	1日の休息期間	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>
隔勤	1か月の拘束時間	<b>262時間以内</b> (※1) ※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)
	2暦日の拘束時間	<b>22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内</b>
	2暦日の休息期間	<b>継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない</b>
車庫待ち等の自動車運転者(※2)	日勤	1か月の拘束時間: 288時間以内(労使協定により1か月300時間まで延長可) 1日の拘束時間: 以下の要件を満たす場合、1日24時間まで延長可 ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える ・1日16時間超が1か月について7回以内 ・夜間4時間以上の仮眠時間を与える(18時間超の場合)  ※2: 車庫待ち等の自動車運転者とは、次の要件を満たす者をいう。 ・事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと ・勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っていないこと ・夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること ・原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること
	隔勤	1か月の拘束時間: 262時間以内(労使協定により1か月270時間まで延長可) (さらに、※3の要件を満たす場合、10時間を加えた時間まで延長可) 2暦日の拘束時間: ※3の要件を満たす場合、24時間まで延長可  ※3: ・2暦日22時間超及び2回の隔日勤務の平均が21時間超の回数が1か月について7回以内 ・夜間4時間以上の仮眠時間を与える
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日と2暦日の拘束時間から除くことができる(※4、5) 勤務終了後、休息期間(1日勤務:継続11時間以上、2暦日勤務:継続24時間以上)が必要  ※4: 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※5: 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	
累進歩合制度	累進歩合制度は廃止する (長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されるため)	
ハイヤー	・労使当事者は、36協定の締結にあたり、以下の事項を遵守すること → 時間外労働時間は、1か月45時間、1年360時間まで → 臨時的特別な事情で限度時間を超えて労働させる場合にも、1年960時間まで ・36協定において、時間外・休日労働時間数をできる限り短くするよう努めること ・疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えること	



# バス運転者の「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	<p><b>①②のいずれかを選択</b></p> <p><b>①1か月(1年)の基準</b></p> <p><b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：281時間以内</b></p> <p>【例外(貸切バス等乗務者<sup>(※1)</sup>の場合)】 労使協定により、次のとおり延長可 1年：3,400時間以内 1か月：294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで</p> <p>※1：貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等</p>
	<p><b>②4週平均1週(52週)の基準</b></p> <p><b>52週：3,300時間以内</b> <b>4週平均1週：65時間以内</b></p> <p>【例外(貸切バス等乗務者<sup>(※1)</sup>の場合)】 労使協定により、次のとおり延長可 52週：3,400時間以内 4週平均1週：68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで</p>
1日の拘束時間	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)</b>
1日の休息期間	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>
運転時間	<b>2日平均1日：9時間以内 4週平均1週：40時間以内</b> 【例外(貸切バス等乗務者 <sup>(※1)</sup> の場合)】 労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)
連続運転時間	<b>4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上)</b> 高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める 【例外】 緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2,3)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	<b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b> ・ 分割休息は1回4時間以上 ・ 休息期間の合計は11時間以上 ・ 2分割のみ(3分割以上は不可) ・ 一定期間(1か月)における全勤務回数 <sup>(※4)</sup> の2分の1が限度
	<b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b> ※4の要件を満たす場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可 ※4：身体を伸ばして休息できるリクライニング方式のバス運転者の専用座席が1席以上あること
	<b>【例外】 ①②のいずれかの場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</b> ① 車両内ベッドが設けられている場合 ② ※4を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合
	<b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b> 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】 仮眠施設で夜間に4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない
休日労働	<b>フェリー</b> ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される
	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

# トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	<b>1年：3,300時間以内</b> <b>1か月：284時間以内</b>	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	<b>13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)</b>	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 <sup>(※1)</sup> 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	<b>2日平均1日：9時間以内</b> <b>2週平均1週：44時間以内</b>	
連続運転時間	<b>4時間以内</b> <b>運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)</b> <b>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b>	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる <sup>(※2,3)</sup> 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える	※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	<b>分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)</b> ・ 分割休息は1回3時間以上    ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める    ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度	
	<b>2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合)</b> 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可	
	【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可	※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
	<b>隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合)</b> 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間	
	【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	<b>フェリー</b> ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	